（海上運送法施行規則の一部改正）

第十二条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式、第十四号様式及び第十六号様式から第十九号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（測量法施行規則の一部改正）

第十三条　測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二から別表第九まで、別表第九の五から別表第十まで及び別表第十一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第十二添付書類(イ)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第十二添付書類(ロ)、添付書類(ニ)及び添付書類(ヘ)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第十二添付書類(ホ)、添付書類(ト)及び添付書類(チ)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第十三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第十四及び別表第十六中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（造船法施行規則の一部改正）

第十四条　造船法施行規則（昭和二十五年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第四号書式まで及び第十号書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（水路業務法施行規則の一部改正）

第十五条　水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第十六条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二十七の項及び同条第四項の表一(六)の項、第十条の五の六第三項並びに第十条の五の九第二項第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（自動車整備士技能検定規則の一部改正）

第十七条　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（優良自動車整備事業者認定規則の一部改正）

第十八条　優良自動車整備事業者認定規則（昭和二十六年運輸省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第十九条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二号様式、第四号様式、第六号様式、第七号様式、第八号様式から第十号様式まで、第十五号様式、第十六号様式、第十七号様式の二、第十七号様式の三及び第二十一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（自動車型式指定規則の一部改正）

第二十条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第二十一条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式、第五号様式から第十号様式まで、第十五号様式の二、第十七号様式から第十九号様式まで及び第二十一号様式から第二十五号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（港湾法施行規則の一部改正）

第二十二条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号の二様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三号の三様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第五号の二様式及び第五号の三様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第六号様式中「日本標準規格」を「日本産業規格」に改める。

第六号の二様式から第六号の四様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第六号の五様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第七号様式及び第九号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十号様式から第十二号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（自動車事故報告規則の一部改正）

第二十三条　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（内航海運業法施行規則の一部改正）

第二十四条　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第八号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（航空法施行規則の一部改正）

第二十五条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三号様式、第四号様式、第七号様式から第八号の二様式まで、第九号様式から第十五号様式まで、第十六号様式から第十八号様式まで、第十九号の三様式から第十九号の九様式まで、第二十二号様式から第二十三号の二様式まで、第二十四号の二様式、第二十四号の三様式、第二十六号様式、第二十七号の二様式から第二十八号様式まで、第二十八号の三様式から第二十八号の五様式まで、第二十八号の七様式から第二十八号の九様式まで、第二十九号の二様式、第二十九号の三様式及び第三十一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（小型漁船の総トン数の測度に関する省令の一部改正）

第二十六条　小型漁船の総トン数の測度に関する省令（昭和二十八年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第二号書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（航空機登録規則の一部改正）

第二十七条　航空機登録規則（昭和二十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（気象測器等委託検定規則の一部改正）

第二十八条　気象測器等委託検定規則（昭和二十八年運輸省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第二十九条　自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。